

# 被災された方が 歯科医療を受診される場合の特別措置

## ◆受診の際の負担が猶予又は免除されます

令和元年台風第19号で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で、次の1～5のいずれかに該当する旨を申告すれば、窓口での支払いは不要です。

1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で構いません。

2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
3. 主たる生計維持者の行方が不明である旨
4. 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

なお、一部負担金の支払いが猶予又は免除されるのは、

次の保険者に加入している方です。

🏠 対象は[こちら](#)を参照

詳細は、「医療・介護の一部負担金・利用料が

猶予又は免除になる保険者」(PDF)をご確認ください。

